

I 利用上の注意

1 商業統計調査について

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施しています。

(3) 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施しました。

なお、商業統計調査は周期調査ですが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施しています。

過去の年次別の調査期日は、以下のとおりです。

調査年次	調査期日	調査の種類	調査年次	調査期日	調査の種類
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和57年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
昭和29年調査	9月1日	〃	昭和60年調査	5月1日	卸売・小売業
昭和31年調査	7月1日	〃	昭和61年調査	10月1日	一般飲食店
昭和33年調査	7月1日	〃	昭和63年調査	6月1日	卸売・小売業
昭和35年調査	6月1日	〃	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
昭和37年調査	7月1日	〃	平成3年調査	7月1日	卸売・小売業
昭和39年調査	7月1日	〃	平成4年調査	10月1日	一般飲食店
昭和41年調査	7月1日	〃	平成6年調査	7月1日	卸売・小売業
昭和43年調査	7月1日	〃	平成9年調査	6月1日	〃
昭和45年調査	6月1日	〃	平成11年調査	7月1日	〃（簡易調査）
昭和47年調査	5月1日	〃	平成14年調査	6月1日	卸売・小売業
昭和49年調査	5月1日	〃	平成16年調査	6月1日	〃（簡易調査）
昭和51年調査	5月1日	〃	平成19年調査	6月1日	卸売・小売業
昭和54年調査	6月1日	〃			

(4) 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類 J-卸売・小売業」に属する事業所を対象としています。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としています。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としています。ただし、前述以外の有料設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていません。

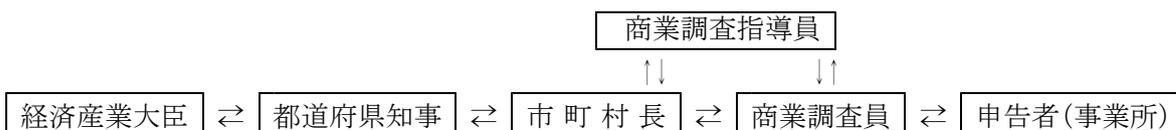
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象としています。

（※については、平成19年調査より調査を開始しました。）

(5) 調査の経路・調査方法

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、以下の①、②により実施しました。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



(6) 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については、次の①から⑱の全ての項目、個人経営の事業所については、⑱～⑳を除く項目とします。また、⑩～⑮は、小売業のみの調査項目ですが、本書では公表を省略しているものもあります。

調 査 項 目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑪ セルフサービス方式採用の有無
② 事業所の所在地	⑫ 売場面積
③ 経営組織及び資本金額又は出資金額	⑬ 営業時間等
④ 本所・支所の別及び本店の所在地・電話番号	⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
⑤ 事業所の開設時期	⑮ チェーン組織への加盟の有無
⑥ 従業者数等	⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
⑦ 年間商品販売額等	⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合	⑱ 企業の企業数等
⑨ 商品手持額	
⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

2 統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品 {事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら）など}などを販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業 {大分類Q-サービス業（他に分類されないもの）} とします。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣就業者」を除いたものをいいます。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

② 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

「従業者1人当たり年間商品販売額」、「就業者1人当たり年間商品販売額」については、「パート・アルバイトなど」の従業者について、平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算した数値を用いて算出しています。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額をいいます。

(7) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいいます。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等売場面積がない事業所は調査していません。

(10) 業態別統計の数値について

平成19年商業統計調査結果速報のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」（P7参照）のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものです。

(11) 寄与度について

データ全体の変化に対して、その構成要素である個々のデータの変化がどのように貢献しているかを示す統計学的指標のことをいいます。

3 その他の注意事項

(1) 統計表中の「－」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表しています。

「X」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所ですが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿としています。

(2) 統計表の表題、表側中の「不詳」は、当該項目について調査していないことを表しており、「売場面積 1㎡当たりの年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所について算出しています。

(3) この報告書では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計しています。

宮崎県北部：延岡市、日向市
門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町（以上、東臼杵郡）
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以上、西臼杵郡）
児湯・西都：西都市
高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町（以上、児湯郡）
宮崎東諸県：宮崎市
清武町（以上、宮崎郡）
国富町、綾町（以上東諸県郡）
日南・串間：日南市、串間市
北郷町、南郷町（以上、南那珂郡）
都城北諸県：都城市
三股町（以上、北諸県郡）
小林西諸県：小林市、えびの市
高原町、野尻町（以上、西諸県郡）

(4) 前回調査（平成16年調査）は、総務省所管の「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」との同時調査（簡易調査）のため、調査項目や調査に用いた商品分類及び産業の格付方法が異なります。

また、前回調査項目がない数値等との比較は、平成14年調査結果を使用しています。このため、数値を時系列で使用する際にはご注意ください。

(5) 単位未満を四捨五入しているため、構成比等の比率に関する項目で合計と内訳が一致しない場合があります。

(6) 本書に掲載された数値を使用される場合は「平成19年（2007年）商業統計調査結果（宮崎県県民政策部統計調査課）」による旨を明記してください。

(7) 回収率は以下のとおりです。

	調査対象事業所	調査票回収数	回収率 (%)	集計事業所数	
					卸・小売事業所
全 国	1,550,196	1,494,535	96.4	1,478,259	1,472,658
宮崎県	16,104	15,729	97.7	15,729	15,674

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所である。

注4:集計事業数は、管理業務のみの本店又は本部(統括管理事務所)を含む。

(8) 本書の内容につきましては、宮崎県庁のホームページで御覧いただけます。

URL : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

(9) 経済産業省のホームページは、下のURLで御覧いただけます。

<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

(10) 本書の数値は、県独自集計のため、経済産業省が公表する数値とは異なる場合があります。

業 態 分 類 表

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品 (注2)	売場面積	営業時間	備 考
1. 百貨店					(注) 「1. 百貨店」及び「2. 総合スーパー」は、産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品専門スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品専門スーパー		食が70%以上			
3 住関連専門スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4. コンビニエンスストア				14時間以上	産業分類「5791 コンビニエンスストア(食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所で、6011を扱っていること			
6. その他のスーパー	○				「2.」、「3.」、「4.」、「5.」以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699 のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793, 5794,5795,5796,5797,5799 のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599, 601,602,603,604,605,606,607,6091, 6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099 のいずれかが90%以上			
8. 中心店					「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店	×				「1.」、「7.」、「8.」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 取扱商品欄の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものを指す。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

